

## 2019年2月号 簿記論 つぶ問

### 1問目

#### 【問題】

株主資本の簿記処理に関する次の（問）に答えなさい。

（問）以下の各【取引】の会計処理として示されている〔仕訳〕について、現行制度に基づいて正誤を判定しなさい。なお、誤りと判定した場合には、誤りの内容を具体的に指摘すること。

#### 【取引1】

株式会社A社では、増資を行い10,000千円が当座に払い込まれた。交付する株式については、すべて新株発行によっており、資本金組入額は6,000千円とした。なお、株式発行に伴う手数料等500千円を、現金で支払っている。

〔仕訳〕

(単位:千円)

(借) 当座預金	10,000	(貸) 資本金	6,000
		資本準備金	3,500
		現金	500

#### 【取引2】

株式会社B社では、増資を行い10,000千円が当座に払い込まれた。交付する株式については、5,000千円分については新株を発行し、残りの5,000千円分については、帳簿価額4,500千円の自己株式を交付した。

〔仕訳〕

(単位:千円)

(借) 当座預金	10,000	(貸) 資本金	5,000
		自己株式	4,500
		自己株式処分差益	500

#### 【取引3】

株式会社C社では、新株予約権（帳簿価額500千円）の権利行使に伴い、権利行使価格10,000千円の払込みを受けた（全額当座に入金）。交付する株式については、6割を新株発行により、残りの4割については、帳簿価額4,500千円の自己株式を交付した。なお、資本金組入額は、会社法で認められる最低額とする。

〔仕訳〕

(単位:千円)

(借) 当座預金	10,000	(貸) 資本金	3,150
新株予約権	500	資本準備金	2,850
		自己株式	4,500

## 【解答】

【取引1】 誤り。

新株発行に伴う手数料については、資本準備金から控除するのではなく、株式交付費として計上し、原則として支出時に費用処理しなければならない。

【取引2】 正しい。

【取引3】 誤り。

新株発行と自己株式処分を同時に行う場合に生じる自己株式処分差損については、資本金等増加額の全体から控除する必要があるため、資本金組入額は当該控除後の金額を基礎として算定する。

## 【解説】

【取引1】

会社法の定める**原則的な**資本金組入額は、払込額の**全額**です。他方、**半分までは**資本金に**組み入れないことが認められている**ため、払込額の半額を上回る6,000千円を資本金とする処理については、特に問題はありません。他方、仕訳では、**新株発行に伴う手数料が資本準備金から控除**されています。このような取扱いは、**剰余金区別の観点から禁止**されているため、この部分が誤りということになります。

ちなみに、**自己株式の処分**に要する諸費用も、**株式交付費に含めて処理**されますので、あわせておさえておきましょう。

【取引2】

資本金組入れに関する指示がないため、その点から誤りと判断された方もいるかもしれませんが、しかし、受験上は「**特に指示の無い事項は、原則的な取扱いによる**」という、暗黙のルールがあります。近年の問題では、「特に指示の無い事項については、原則的な取扱いによること」といった指示が付されていることが多いかもしれません。本問では、設問の冒頭に「現行制度に基づいて」という指示があります。表現こそ異なりますが、趣旨は同じです。

本問では、会社法の定める原則的な取扱いによって資本金組入れが行われているため、特に誤りのある処理ではない、ということになります。

【取引3】

新株予約権の行使による払込の場合には、払込額に新株予約権の帳簿価額を含める必要があります。したがって、新株発行と自己株式処分の対価部分は、それぞれ次のように計算できます。

新株発行部分：(10,000+500) × 0.6 = 6,300

自己株処分部分：(10,000+500) × 0.4 = 4,200

自己株処分の対価 4,200 と自己株式の帳簿価額 4,500 との差額 300 は、自己株式処分差損ということになりますが、この処分差損は新株発行による**資本金等の増加額の計算に際して控除**することとされています。このため、まず資本金等の増加額が、6,300 - 300 = 6,000 と計算され、資本金組入額は、この半額にあたる 3,000 ということになります。問題文中の仕訳では、自己株式処分差損を控除する前の半額にあたる 3,150 を資本金に組み入れ、残額の資本準備金から処分差損 300 を控除してしまっているため、この点が誤りということになります。

払込資本の増加取引については、様々な出題パターンが想定されるため、関連規定をきちんと整理して、しっかりと対応できるようにしておきましょう。念のため、2月号で示した【図表 1】を再掲しておきます。

【図表 1】株式発行と自己株式処分の処理のポイント

株式発行の処理	<b>原則</b> ：払込額 <b>全額</b> を <b>資本金</b> <b>例外</b> ：払込額の <b>半分</b> まで資本金にしないことができる⇒ <b>資本準備金</b> 計上
<b>同時</b> に行われる <b>自己株式処分</b> の処理	払込額 > 自己株簿価⇒ <b>自己株式処分差益</b> （その他資本剰余金）を計上 払込額 < 自己株簿価⇒自己株式処分差損相当額を、 <b>資本金等の増加額</b> から <b>控除</b>
「払込額」の計算	<b>現金での出資</b> ：受け入れた <b>現金の額</b> <b>現物出資</b> ：受入資産の公正な評価額 or <b>交付株式</b> の公正な評価額のうち、 <b>より信頼性の高い測定値</b> <b>新株予約権の行使時</b> ⇒行使された <b>新株予約権の帳簿価額</b> を含める
株式交付費	<b>原則</b> ：支出した期の <b>営業外費用</b> <b>例外</b> ： <b>繰延資産</b> 計上（ <b>3年以内</b> で償却）